

議案第 12 号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年2月10日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例」につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。

4世総第552号
令和5年1月27日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- ・職員の高齢者部分休業に関する条例
- ・世田谷区個人情報保護条例
- ・世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和5年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和5年2月10日（金）

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区個人情報保護条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるの
で、本案を提出する。

世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区公文書管理条例 令和2年3月4日条例第4号 (個人情報の漏えい防止)</p> <p>第12条 区長は、特定重要公文書に<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項</u>に規定する個人情報が含まれる場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等、その適正な管理を行わなければならない。</p>	<p>世田谷区公文書管理条例 令和2年3月4日条例第4号 (個人情報の漏えい防止)</p> <p>第12条 区長は、特定重要公文書に<u>世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)第2条第1号</u>に規定する個人情報が含まれる場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等、その適正な管理を行わなければならない。</p>